ŋ

ょ

戰 献花があり十一時頃式を閉ぢた山市会議長等の追悼の辞に引きののできる地区遺族代表十五名ののがきる地区遺族代表十五名のは、緑川知事、小田名が参列、山崎市長の式辞、 | 須知市遺族会長、蜂川知 | 百名が参列、山崎市長の学校体育館で挙行、遺家 市遺族会長須知喜一郎氏にその色が顔に溢れていた。 護国の鬼と化したこの英霊並 護国の鬼と化したこの英霊並 というないでき治 でにその気の毒な遺家族を今後 はいいから前る喜びの 愛しい我は 独立後 れることもなかつた戦沒者の霊とれで戦後七年間何ら酬いら さげた。 悼会で全市挙つて弔旗を掲げ、 鳴とともに 沒 を偲ぶ遺族等も悲しみの内に 十時二十分を期しサイレンの吹 学院体育館では 永久に浮ぶ瀬もあり、 初めて公けに行 が子、 間で挙行、遺家族約五戦沒者追悼式を莵道小では六月十四日午前九 一分間の默とうをさ 0 兄弟の 追

われた追

りし日 日本は独立すると時三十分をもつて とによつて、 なりまし 一十七年四 戦後 的

在

6

亡き夫



発 行 所 京都府宇治地崇一 字 **治 市** 役 所 字 治 市 役 人 編集兼発行人 森都將字前也所屬及服 服 部 安 成 月 金納 字前 图 210年 年月一日発行 一部 字 前 市 字 市 # 報 印刷所 新 進 郎 部三円

堂 然にで一 ととは、

あ

一受けるのみで、しかもその数は全 縮者と同様に生活保護法の適用を と弔慰金とで、 ているだけであります。 か五パーセントがその保護を受け国百六十万に近い遺族家庭の内僅 す て今日 は気の毒な家庭がたくさんありま とし 今度遺族に支給される遺族年金 が、これ等の人々は一般生活困 7 戰 この一切の援護を禁止戦後七年間軍人遺族は にいたりました。 遺族中に 在

T

譽

百六十万世帶中の ያ

遺族会長

須知喜

郎

活困窮者がどれほど救われる

損失と悲惨な傷手を余儀なくされいえ、戦死者遺族の方々に最大の 來得る限りの援護と保證を与える たものに対しては、 すべき義務であると思います。 応しめくくり ります。 国家の責任であり当然な かに敗 をや 国家として出 る 水は、遺れ 戦国とは ð ら散 その概 法律は極めて復雑でありますが、 要は次の通りであります。

軍腐及

うち

何れか配偶者がなく、

その

支

上の

一人息子をなくしたものなども

<u>カ</u>,

制限がありません。また、父母か、自活能力のない場合は年齢妻以外については、不具廃疾の

K

祖父母六十才以上

のであります。と義務の有ることを、関係当事者と義務の有ることを、関係当事者に重ねて認識して戴きたいと思うに重ねて認識して戴きたいと思うにがしては生活保護法を広く適用

者任用

いと思う

のに ٤ LK

で びに戦沒者遺族、但し軍属につい 古田 原因で死亡した者の、戦傷病者並 (なまたは疾病に催つた者、及びこれが 給 傷死の者に限ります。以上は何れで勤務中に主として戰死若くは戰おいて外地(満州、合湾等を除く) も終戦までの期間でありますが、 職中に公務のために負 びその遺族 、傷し、 ŧ 戦 々の事情により支給の条件があり 誰かに支給されますが、妻以下夫に 妹まで含まれて先順位者から逐次

2 給されます。

弔 慰

金

ない事由で負傷 に自己の責任で に自己の責任で の間 に自己の責任で 務上の傷病と見なされます。 しまたは疾病にかかつたものは公|一柱につき五万円 務上の傷病と見なされます。 戰傷病者

への收容、後者に対しては遺族年 は遺族に対するものがあつて、前者 に対しては障害年金の支給、更生 学職傷病者に対するものと、戦後者 限 体次の通りであります。 れを受ける遺族の範囲、 金及び弔慰金の支給であつて、こ 援護 Ø 種 類 順 位はは大

日以降引続いて 族等の援護法につい (3) 年金の額は妻年額 あります。 戰沒者 吊型五 分 金 子 万 その他 名

また支給順位を変更されることも

b

夫次姉

者 限られています。とのほか、軍属年十二月八日以後死亡したものに 等は未定であります。以上 をす。不明の点は、市役所 までがく提出することにかます。不明の点は、市役所 まで近く提出することにかます。不明の点は、市役所 まで近く提出することにかます。以上 注三万円の弔慰金を支給されるこどによる戦死の遺族に対しても一学徒動員、女子挺身隊等で空襲な 学徒動員、女子抵 とになつていますが、 なお弔慰金は昭和十の五万円(国債)が支 音、戸籍書類な 心の市役所へは である。そので 以上との共細部の手法 日に 生てを請手 Z 課い添求続か法続 員属に六給は円に



十八才未満で未婚 才未満の未

州者

べは、 市役に

造族年金

内縁を含む

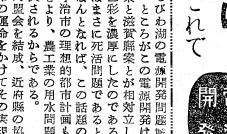
(-)

て見よう。

65

土地改良もこれ

て、一波鬮をまき起すまで政治的色彩を濃厚にしたのである しかしこの問題は、本市としてはまさに死活問題であると 上水道施設などが最も理想的に解決されるからである。 上水道施設などが最も理想的に解決されるからである。 上水道施設などが最も理想的に解決されるからである。 上水道施設などが最も理想的に解決されるからである。 となれば、この話題の がっても過言ではないのである。なんとなれば、この話題の がっても過言ではないのである。なんとなれば、この話題の となり、農工業の用水問題 と水道をとより、農工業の用水問題 と水道をといるがある。 その実施方法として今日まで地建築と滋賀縣案とが相対立し決を目標に今張切つて進んでいる。ところがこの電源開発は字治市では本年最大の懸案であるびわ湖の電源開発問題所 すさまじい力とぶを入 字治市では本年最大の懸案であるびわ湖の電 れてい るのも ゆえあるかなである。





土 地 概 且

伊勢田方面開田地域

みよう。 しで、 計画でいる計画で 発 扪 0 発電 画はこの土地 この度の総合 取水しい画は且 速やか 小水して 計 画 (なる) (地 żi. 7 実や田

点線から上は宇治善法丘陵から見た神明、

一分で 一分で を水不 の般に の 分め田園畑し紀東 地な概川川として地の十でて地が地、層は国でるねの、字、れで緩分あ少は主、森に第道 あ平広間木字国にあ傾のる部極で樹林属三以る坦大は津治道反り斜一 (字治土地改良区域の路図)

て急進させる必要がある。その計れば、同時に府、市、町村協力して速やかにこの計畫を軌道にのせて速やかにこの計畫を軌道にのせて速やかにこの計畫を進めているのは京都府であ スを摑み得ないのである。の好機をはずして再びこの いうこと! 出來るのであり、行するに絕好の機 びとのチャ と会

はこの(**計**) 阪地域(**画**) 、八幡町、八幡町、小 小

一五号線 (況) かの東 七側

佐倉 Ш 水配 所留 (計) (((((()()))))))) 一、二部水ともに困難である。

り、標本の

Eくニーニー Min が Min win win Min w 道以西は冲積層でとして價値が少い が岸んど

五步

歩八で幡

あ町

五 町 步

計

七八

(計)町 線導水路は城陽町字青谷 段

William C 至京都 //至 1111 W To Determine to 洛南地区 新字治堰堤(地建紫 巨椋池地区 海町 陷牧村 **宇治市** The commentation of the comments of the commen White the transmitter of the first 八幡地区 潭 m ! (以下三頁の一 田水浦給地区 **南田地区** 新設ポンプ

66

宇治市政だ ょ ŋ 昭和27年7月1日 (每月一日発行) 第8号 (三) る。その他の工事概要は左の通りつて集水され、佐山村字上津屋でつて未津川に排水され 合雜開排排用地幹 計資田水水水区線 費機路路 場費費別水 費 難の苦痛はなめたく忘るるとかいうも、 家の政策としても、当然実施すべ事業の実施は可能である。また国(地建築)実現の曉にはとの計畫 んでいるのでとれよりも安價と用には反当り二萬四千円余を見込 よつてこの間の丘陵地は開田されで青谷川と合せしめる。この水に 業費は二萬五千二百十円、 である。 平坦部の用水補給を終つた残水は なる所もあるから、電源開発事業 程度の補助が望ましく、右費用の内、国及び府 事業費は二萬三千百四十二円とな 百五石で、これに対する石当り 開田 (費) 業である。 (用) 痛はなめたくはない。 (O) 費 一千五百四十萬円 (概) 八 喉元すぐれば熟さ 国及び府より伴 千十五万円 (算) 再びあの食 尙開田 反当り 費 額 がないとこの原簿は役にた」なくについては皆様からの正確な届出作成致しましたが、その後の異動 からの届出によつて住民登錄簿をに住民登錄が実施され当市も皆様七月一日現在を期して全国一齊 屈出の種 必らず市町村長に届出をする様に今後住所の異動があつたときは なります。 決 (法二二条) 変 in. 法 法二五条) 圃 轉 住 外 居 一四条) 更 一四条) 入 移 届 届 届 住: 類 住民票の記蔵事項 に変更を生じた場 住民登録に關する 住 Ê めたとき 市町村の区域内に 的で住所を去ると È 住所を変更したと 同 あらたに住所を定 他の市町村から 四外で移住する日 屈 を除く) の市町村内で 所 出 原 の Ž 凶 異 四日内 四日内 あらかじ 変更を生じ めた日から 新住所を定 た日から十 十四日内 た日から十 住所を定め 届出期間 動 さい。 **魔表に示す届書を必ず差出して下住所に異勤があれば、次の届出ーなつていますから、市民の皆様の** 出 に各出張所にありますから、くめ

尙居出用紙は市役所戸籍課並び 出張所へお問合せ下さい。しくは戸籍課住民登録係または各 屈出義務者 屆 ₹ = 右に同じ 右に同じ 右に同じ 人事 理 件者 本 世帯管 世帯主 出 覽 右に同じ 事件本人の 右に同じ 右に同じ 町村役場 住所地の市 屈 τ 麦

出 先

事件本人

市役所へ 收 の代金請求及び कं 願

なりますからご諒承願います。届またのは代金の領收が出來ないことにした、予め收入役(会計係)へお届いるい印鑑をでは代金の領し、予め收入役(会計係)へお届いる印鑑を一定のものに定めて頂い するため、常時取引のある債主のさんにご迷惑のかからないように 人は、代金請求書及び領收書に用 印 一務の円滑と正確さをもつて 鑑の届出について 二、その他 い方でも、

一印鑑で領収書の方にも押して頂か ねばなりません。 常時取引がなく印鑑の届出 必ず請求書に押され 注

日印鑑用紙等は近日中にお届いた。を明記して下さい。は代金の領收が出來ないことに、して氏名の記入のないものがありは代金の領收が出來ないことに、して氏名の記入のないものがありばいます。今後は届出のない印鑑 を明瞭に記入して下さい。往往に、予め收入役(会計係)へお届 請求書及び領收書には住所氏名

で取扱われます。 厚 生 資 金

住所変更

付と厚生資金貸付との二種の貸付には普通生業資金貸

單に説明いたしますと、ことはどんな内容のものか簡

以上の貸付は代理所で受付します |名以上を必要とします。二十萬円

が、貸付は直扱いとして京都支所

者

國民金融公庫について

類があります。

4

業

資

金

とは

定者

新住所設

する普通貸付の申込を六月十日かたので、同金庫では七月から実施 認可が今回大臓大臣からありまし 融公庫の代理業務を取扱うことの字治信用金庫において、国民金

ケ月から二十ケ月までとし、 一割二分の利息で、期間は通常質付限度は一人二十萬円以内、

原則 常二

等金融資金、住

金、学資資金、

質 屋

として月賦返済で、連帶保証人一

ら受付ています。

尚、国民金融公庫の貸付

者で市区町村長の証明をもつていり 者、身体障害者、 合は三萬円以内で、 世帶に一萬五千円、 外地復員者、 **木亡人、傷痰** 特別

記敞事項

住民票の

の変更者

退住者

生活資金、

旧债整理資金、

株

のための 国外移住

いが但し、左のものは取扱いませ信用金庫の会員でなくてもよろし

ہ

が困難なもの

銀行等から金融を受けること

績をもつているもの

今までに相当の営業実 独立して営業するもの

くが無いので当分の間取扱いませ今の處では、宇治代理所にそのわるものに貸付るのでありますが、 空庫)へ問合せて下さその他詳細は代理所

す。

\$ す護るは わ 5 の手

達してゆくのであつて、觀光都宇 き結集されて觀光産業が必然的に発 朝 名人の觀光意識の高低により左右 築 観光事業は市民皆々様の理解との 資源をもつ字治として大変惠まれるのは当然なことで、屈指の觀光治市として一応觀光行政を重く見 いるのであります。 字ます。これは取返しのつかぬこと 樹発 観光資料が失われて行くのであり の右 等に使われ、また紙屑屋に一束護 のと の紙は質がよいのでよく茶の製造 え で、一度識者に鑑定し ないでしょうか。

樹しまし

たがまた案じられること

IJ

経済ともつながりがあるのであり、観光を源の保存が大切であり、観光まして、此の様な土地柄だけに觀 を支えることは出來ないのでありしかし觀光だけでは市民の生活 大阪等より觀光に神戸でれ、その外、觀光に神戸でれ、夜の觀光に神戸でれ、一次の観光に神戸でれ、一次の観光に神戸でれ、一次の外、観光設備に

τ

らず幾多自然の貴重な文化財が残治の古文化財は幸い戦禍の害も蒙干年のむかしより溫存された字 一人一人が注意深く常に保存に心ります。この誇るべき財を市民の 宝であり世界に冠たる財宝でもあ 宇治はいうまでもなく日本の一幾多自然の貴重な文化財が残 ので駐車場に街灯一基利用して毎日來字する り、その他宇治川兩岸も致し淋しい気持にな

しても毎日その位置がし壊されており、立札に 意かいたずらによる破 であります の散失と故 返さ 事を大正時 中行う。 旬 今も六月中 中に宇 や螢狩りを に花火大会 たもので、 代に復活し から八月 絶は 治 心してい この古歌 時

昭和27年7月1日

一要になるのであり、は耐震耐火の堅ろう

後かれ早かれ一般市民が啓覚耐火の堅ろうな博物館が変しなるのであり、博物館は経りであるのであり、博物館は経りである。この得難い財を守るためり

知らずくへの

変りい

たづらが繰

ようか。

済的事情もあり早

後かれ早かれ

ら時期は必ず來ながれ一般市民が終年急に建設された

掛けて、

一務を擔つているのではないでしけて、散失を防ぎ破壞から守る

第8号

あり、所藏されている文献類字治市全体が旧い街であり旧

がないのであります。

そえて賑々

しく客を呼

で

V

る。

も う 一

つ例を取り上

も大切

な資料で

あ

見

矢下

Ø

のであります。 蒙され考慮され

> 第 六 回 灾 跡 0 亂

(上) 鵜 톄 (下) 螢 が

いふ話で有名、毎年りの本意ない別れる場合学治の登狩に知れる時間の登別に知る。 ると花 て景觀をそえている。 で大大会とともに登を 主流の登狩に短夜の契 宇治の登狩に短夜の契 が來 では、毎年夏が來 では、一次と といる。

ます

りのであり、昨年桜樹を一干本程植を な状態では自然の風光も何もない り のであり、昨年桜樹を一干本程植 きす。その他樹木にしても本年植 を 電光宇治も次々壊されるのであり に 位計畫的に失われて行く狀態では 発臭が頻々と盗まれ三、四日に一個 の詩りとしている宇治橋の欄干の金 いる宇治橋の欄干の ります。 で あり 金す。

植をサーヴイスと誠心のこもつた態りに、外來客には設備の少ない宇治して、外來客には設備の少ない宇治して、外來客には設備の少ない宇治して、大下に、 我等の觀光字治にしたいものであ度で接し、また字治へと引つける

稅

務

課

便

49

つ定

固定資産 き再調査希望の方は左階和二十七年度固定

課固定資産係まで提出を調査申請書を市税務から、期間内に固定資 して下さい。

自昭和二十七年六月、再調査申請期間 二十日 再調査申 五日

明記して下さい なるべく部分的細目に渡 昭和二十六年度評價後港し、新居宅に変更した場合等が居宅に変更した場合等が居宅に変更した場合等が居宅に変更した場合等が居宅に変更した場合等が居宅に変更した場合等の変 (H) 、再調査希望欄には三至昭和二十七年七月二 易く記入すること 箇所及びいたんだ程度を解り くいたんだ場合、その原因、 家 土 部分的細目に渡り理由を査希望欄には記載事項を 地

付のこと)等では地力の甚しく底下した土たは地力の甚しく底下した土地(略図を添積の減少した土地(略図を添けのとり地方を対した土地)のは、 せんからご承知願いありましても受け付をしましても受け付え 申請書用 紙 は市 稅 い付け致している。 務課 K

あり

し由 まが

68

第一回歲入、歲出追 加更正豫算可決

月臨 時

島伊助の両君を指名、会期を一議錄署名議員に谷口勘二君、田議錄署名議員に谷口勘二君、田談長会の経過報告があつて午後談長会の経過報告があつて午後 その 日と決定、次いで 電源開発問題の中央における 午後一時四十分開会、市長か五月臨時市議会は五月二十九 後の情況の報告及び議長か

废字治市第一回歲入歲出追加一、議第三十九号昭和二十七年 更正予算

を上程、二十六年度赤字に対する繰出金について、平衡交付金の競入見込みについて、平衡交付金の競入見込みについて、平衡交付金の競入事計上について、預疑応答があり、これに関連して臨時職があり、これに関連して臨時職に対し理事者の陳別と將來の確に対し理事者の陳別と將來の確に対し理事者の陳別と將來の確に対し理事者の陳別を記として原奏が表り、これに対する。 を承認 元の協力を附帶條件としてこれらこれを審議意見の交換後、地 五分閉会。

後◇ \odot 閉 日

市議會

あつた。 ・ウトロ 衞つ溝地 生い新区 面 て設排 た 水

、議第四十号土地買收につい てを上程、質疑応答があつて ·後三時十三分 上充用のためであり赤字の原因組替えと、二十六年度赤字の繰並びに機構改革による人件費の案を審議、本案は職員定数條例案を審議、本案は職員定数條例案を審議、本案は職員定数條例 午前九時五十分開会 ◇総務委員會 であり赤字の原因一十六年度赤字の繰 五月二十三日

の報告があつた。
(尚警報機は十月頃完成するとつた。 ら説明を聽取審議し、その結果 - 、若森踏切について市か を治安委員会にも諮ることとな として設置するよう希望意見委員から質疑があり市の投産が滲りましている。 ついて各委員から意見の交換が患者救急自動車の使用方法に ついて り、また購入費不足金の追加 患者救急自動車の使用方法へ患者救急自動車について 母子会洗 濯場対策費追 加 場各 他につき質疑応答があつて説明を聽取し、平衡交付金

四月臨時市 議会の決定

分別会。
を結果、議会の決定を尊重し、
を結果、議会の決定を尊重し、 席を求め委員会の決定を説明し意見の一致を見たので市長の出 を無視したとして対策を協議、

◇厚生委員會 時五十分開会 六月九日午後

修正を希望して承認。 見の交換があり、原案の一部 戦沒者追悼式挙行について意 一、戰沒者追悼式について 若森踏切その後の経過に 0

五月三十一日 限 b. 町 內 会によ

二十七年度第一回追加更正予第五月臨時市議会に提案される年後一時四十六分開会 いては、平衡交付金を以てカバ昭和二十七年度稅收の激減につ疑応答があつて原案を承認、尚起債について、稅收について質案を審議、平衡交付金について 七日午後一時五十五分開会 を希望し、午後三時二十分閉会ーするため中央への猛運動実施 案を承認し、 職員採用に関して、三月定例 午後一時閉会。 五月二十

Ļ ◇文教委員會

後三時五十八分開会 六月十三日午

年前九時から各学校、幼稚園 をでかめつて、午前中視察した をでかめつて、またその年次計 をでかめて、またその年次計 をでかめて、またその年次計 をでかめて、またその年次計 をでかめて、またその年次計 る説明を聽取し、ウトロ地区にの出席を求めて民族教育に対す ついて協議決定後、府教委係員各学校、幼稚園に対する修理に応答があつて、午前中視察した

工事の半額負担と看守の人件費を報機工事は凡そ三ケ月を要す が直接看守を置いてる看守は廃止され、 を予算に計 75 上することを了解し 六月から いること、

衡交付金そ

原

を示されたが一ケ年間見送ると市から燃料騰貴による値上案一、火葬料金値上げについて

麥類の

統制廃止につい

の計畫を聽取してこれを承認。 示されたので、それに対する市地方改善施設の府費補助が内一、地方改善施設について ととなつた。

はクー

統制が廃止されましたので、今後
六月一日から麦類及び麦製品の

配給にはかわりありません。 た。尚麦類の統制はとれても米の うどん等が買えることになりまし

は火藥製造には反対することと 午後三時五十五分閉

配給を受けて、市役所へ轉出証明・輸出する日から七日分の米のみの輸出する日から七日分の米のみの消費者が轉出する場合自分の登 願います。
イラの理経所では七日間 合でも、行先の配給所では七日との米を持つて轉出されない 書の請求をして下さい。 機の配給につい 出した場合の 主要

配給量の切替につい 主要食糧配給の年

期日の前月末までに達した満年令になったが、今度配給事務簡素化のためを中六月一日及び十二月一日の二年令になったをとになりましたからをできるととになりましたからが、今度配給事務簡素化のため すか により配給基準量の変更を致し



危

とであります。

や料理屋 光る細

よく見

カュ 0

ノレン、

z N がける 店頭

の自然に考し遠き祖先

えつ

先

たち

たハ

り、この分では夏から秋までどれだけ増今年の赤痢患者は終戰後驚くべき数字に属夏とともに傳染病の最盛期となりま 患者を出すのではないかと厚生省では心配して 最低に見 積つても全国で二十萬名を超える れだけ増えるや となりまし 侵入させない而白い ハネ上 した。 Ø 赤痢よけ 治知 板

HC 戦後害

等の薬

経ん

KC D

使 D

赤 猁 は

下あ

げるも一策です。 りますが、これらを窓

図

除法で VC 5

ととる

トリン液(市販品) 薬剤としては Du

D

T

الم محا

さの上昇とともに いま問題の ハエ は猛

赤痢、疫痢はも ::: 烈な繁殖をします。 疫痢はも

だ

がウジ

中にまくと成虫はもちろん、サに便所ツボなど汚物の周囲の土トリン液(市販品)を散布、特 ナギも退治出來ます。 1: 11

ちろん、あらゆ る傳染病菌の媒 介者として飛び

てウジ虫やサナギをぼく滅するハエの発生個處を完全に處置しってのハエの退治方法は、 けるのがもつとも効果的であり虫は薬劑ではなかなか死にませ 飛んで來るから赤、 ます。なおハエ は視覚や嗅覚で 青、

我就是我们为公司 (4) 医克勒达斯斯斯氏 医食物 医皮肤性 (4) 医克勒氏征 (4) Ender (4) 白 努医治治

努めること 医者の診断により早期発見に治療が流行の原因となるから治療)下痢などの場合は素人 煮ること

おります。 項のような家庭 **手指**)食事前と外出から ような家庭衞生を要望してでは赤痢予防事項として別 帰つ

水を避けよく洗いよく う気をつけ、生もの生 て胃膓をこめさないよ (人糞) は密閉すること 便所の汲取 口

をかホリドール等が出來て害虫防いたのため大変有望視されていますが人間にも猛毒性で最近瞬間でニーやでが人間にも猛毒性で最近瞬間でニーやであります。 T.E.P. この襲まります。 T.E.P. この襲ま 「ピロフオス、フエート」ともいい本名は「テトラ、エチール」又はう名で売られている殺虫劑ですがカリンT とか エヌテップ とかい 略して TEPPと呼んでいます

農藥の使用法 新 殺虫効力が ればなりません。この薬は三時間のうちに撒布しなけ 体で すめて使います。二倍より 水で二千倍から四千倍 りますから、水にとけば二 -水 " K がだんだんなくな はよくとけます ħ から長くおくと ij きますが 色 球 漢 にう

た後は必ず額や 危険です。ホース先も身体に長時間沢山 ばなりません。もしうすめた液で絶体つけない様に気をつけなけれた人間にも猛毒ですから皮膚には 長く続けることはさけ風上より時間位で交代した方が安全です。 危險です。 から分量をあやまらない なつたり枯れたりします。 く洗うことが大切です。 く続けることはさけ風上より Ö **瓜類は薬の害が生じ易** かけた薬は三日 や手足を石ケンで ース先を持つ人は二 なくなり またこの かかること 作物 一葉を 様に、 やイ 使つ ま

なり宝したが最近それより 州さ \mathbf{T} B 生世 水

1) 六〇五)

T

濃

いと薬をかけた葉は黑く

70

やゴミ箱をシッ便所のくみ取口 (カ)(メ)(ラ)はのぞく 夏の 衞 生 赤駒予防の宣伝車は動く)

ことです。 カリと密閉

する

またキラ

キラ

長い色

紙

ます。それには 殺すことであり と同時に成虫を

(写真 46A

(写真 病菌 撲滅・市衞 生班の活躍)

調

9

3

地

方自治に

方自治

に関する実例

懸

賞

募

集

繤

集

Pg

容

図るためには、

後の

地方目治の育成発展を

過去五年間におけ

建てられたか

新制中学はどのようにして

どのようにして明

朗

な町

村

题 和

旨

る地方自治の步みを振返り、將來

あり方に対する参考とするため地すので、今後の新しい地方自治のの指針とすることが必要でありま

よつて邪魔されたかが建設されたかが建設されたか

は

何

10

佳

作

金二千円を贈呈、

五

(七)

麙

資

格

職業を問

M ません を行うものであります。 方自治に関する最近の

実例

の夢

集

用

紙は

四百字詰原稿用

で、応募原以内とし、

を記入しないで別紙と原稿には住所氏名、職、文体は平易な口語文の四百字詰原稿用紙十枚四百字詰原稿用紙十枚

發

表

和

二十七年九月中に

行 います

水地下水

防 火 年 用 貯 H 成 水 槽

造の立つ

貯水槽は

鉄筋コンク

IJ

知がありましたので、目下計畫中施設に対する国庫補助金交付の通味をはり実施しようと研究中の通いのが、日下計畫をはいます。 するため三ヶ年計畫事業として、 ないので、 では火災を傍觀するより外仕方が自動車が活躍したくとも、水なし 動車が活躍したくとも、いざ出火という場合いか 市消防陣の完ぺきを期 _ያ K

|田及び神明の三ヶ所の分は、この| ます。現在までに建設された伊勢 力があり、旣に研究されている字四十立方米(約二百二十石)の能ート。遣の立派なもので、貯水量は な地点を撰んで建設するのであり 計畫とは別個のものであります。 治市都市計畫と関れんし最も重要 完 成 既に研究されている字 た

11 倉 水 79

川に従來からあつた多くの字治から小倉に至る農業用 **樋門**

た伊勢

写真

締 虭 及 U 宛

先

でを文章に表現したもので、例いたりした良い実例、悪い実地方自治に関して実際みたり 方自治廳連絡課內)宛送付するこ(東京都千代田区霞ヶ関一ノ二地 地方目治確立運動中央連絡協議会昭和二十七年七月末日までに新

審 查 及 U. 爱 彰

1、町村合併促進に関する

好実

例について

議会、あるいは村民の

ŋ

=

、いかにして我が村は

地

方稅

を完納したか

例を文章に表現したもので、 きいたりした良い実例、

ば次のようなもの

民の皆様のご投稿をお願い致しま通り実施されておりますので、市が五月を中心として全国的に左の

五月を中心として全国的に左の新地方自治確立第二回集中運動

速絡協議会で行い、入選の分に審査は新地方自治確立運動中 しては次のとおり表彰します。 等 金五千円を贈呈、一編連絡協議会賞狀及び副賞工 金一萬円を贈呈、一編連絡協議会賞狀及び副賞 新地方自治確立運動中央 央 対

恐ろしい

さんもお読み K 飲料水

とも大膓菌がいて飲用に適さず困が二個の井戸を持つていても二個たことです。二十七戸の部落です いて二十九個水質檢 + けであつたと申せましよう。 個も大腸菌が生活していて驚いて二十九個水質檢査をした内にしようが、御牧村野村部落にお 聞で皆 部落にお 在菌 天王に鉄骨造の水門が新設されまは、設備不完全なので今度小倉町 果は大きいのであります。 もなく、 今後の増産に寄与

地 建 Æ

三十町步の水田は水不足のうれい した。この水門によつて附近二、

を学治市都市計畫実施との間に技 を学治市都市計畫実施との間に技 を学治市都市計畫実施との間に技 市のガンとも いうべ き井川 Ø 马

する効 惠 ということに判断されたのです。 か樋 自

(1)便所との距離が三間以上あり 穏水が入らぬ様にしてある。ますか 分の家の井戸を見ましよう あり雨 ます 水や

(3)排水溝が完全に家の周囲にされていて井戸から十間以上もは流入し、雨後にさっ水で水量が流入し、雨後にさっ水で水量が流入し、雨後にさっ水で水量が流入し、雨後にさっ水で水量が がが はさ

は(5)井戸の傍に手洗水が用意されているのに、泥で繩がよごれているのに、泥で繩がよごれてはいませんか 下水に迄パイプの打込んであるボンプ式井戸ですが、そんな素がしたりしませんか すから、쭃代を拂う代りに井戸にが、生命をあづかる根本のもので 戸水一つでもむつかしいものですこの様に色々の条件を考えると井

ごきでし

ある

71

小倉町天王の水門

地建築の実現に邁進しなければ 地建築の実現された曉の宇治川の 最高水位の如何によつて相当経済 は高水位の如何によつて相当経済 ならないのであります。

予

すけれども、是は財政の公経済ために調達されるものでありま

があるのであります。、歳出とは離れ難い密接、

家"

は

かり

だく

願い

します。

告 KC

定

あり

ます。

規定には

0 ためかこの手続を怠つておら

りますが、大方の方は法規不案内|者はこの際速やかに申告して戴く|に申告しなければならない旨の規なければならないことになつて居|い旨言明して居りますから、該当|築したときは一ケ月以内に登記所 窓 あるいは増改築等をしてるたときは、家屋の現况に異動を生じのたときは、家屋の現况に異動を生じのたときは、家屋の現况に異動を生じのため、家屋の現別に異動を生じのため、一次をきない、家屋の現別に異動を生じの しては、罰則の適用も己むを得な。由をんがみ故意に申告を怠るものに対な以、法務当局では最近のこの傾向にかとよ。にご迷惑を掛けるばかりでなく、 の際にも種々手違いを生じ皆さんる現状であります。かくては課税 かくては課税

経由し、 つて変

算. Ø 藴 成

案であります 議会で審査せられるまでは予算 あります。 議決され 決を経て 予算は 市が予算を編成し市て執行力が生ずるので市で編成し、市議会の mmannum is これが市議会

はいいのでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支のでありますが、それが悉く容 支

として成立

市

0

ります。 するのであ

いきあります。前号で陳っ端れ難い密接なる関係 は編成についてにす は是等の新規要求の全部を容認認されるという譯にゆかないののでありますが、それが悉く容 ります。この点においては結局するだけの財源がないからであ すから、

れることになるのであります。即ち、歳出は歳入によつ拘束さ 記されるという譯にゆかないの あります。が様な矢第であります。 かんめ思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなります。 といれることになるのであります。 であるならば、個人経済にあいため思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなります。 と変る所はないのであります。 といれることになるのであります。 であるならば、個人経済にあいます。 との点において市がいため思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなりままにゆかないのであります。 であるならば、個人経済にあいため思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなりままにゆかないのであります。 であるならば、個人経済にあいため思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなりままにゆかないのであります。 であるならば、個人経済にあいため思うだけの仕事をする に応じ得ないを出せなばなりままにゆかないのであります。 かく でありますが、それが悉く容 支出せねばならないのと同様でいるりますが、それが悉く容 支出せねばならないのと同様でいるりますが、それが悉く容 支出せねばならないのと同様でいるりますが、それが悉く容 支出せねばならないのと同様でいる。 でありまでありま 譯にゆかないのであります。 いため思うだけの仕事をする山ありますが、金が十分にな

一、組合員の資格は五反步以上の 組合の概要は左の通りです。 (追補責任) 組合の名称は字治市

森林

が先決問題となるのでありましては歳人の狀況如何ということ あります。か 實際の予算編成 様な次第であ りま

森林所有者

三、組合員資格者は三百五十名四、関係山林面積は二千五百町歩石の、関係山林面積は二千五百町歩石の、関係山林面積は二千五百町歩石の、関係山林面積は二千五百町歩石の関係山林面積は二百五十名の関係は、 1森林計画の実施督

古順獎励、 旧促進 τ 及委託施 励 は 造 林 行

0

申告の義務とは家屋の新築、増改たは第十九条第一項の規定によるとありますが、これは第十四条ま ときは之を一万円以下の科料に 規定により申告をなすべき義第一四条又は第十九条第一項 のある者がその申告をしない くい点はど遠慮なく問合類は係にありますから、 家屋台帳法第二十六条 る法 特別措置法等の一部改大に本年三月三十一 月一日から昭和三十一年十二月 林 ます。 律が公布され、昭和二十七年 (固定資産係より 正日

處する

務の

組 合

12

0

計画その他設立の要件を附議、初立総会を開催、定款の作成、事業 ととなり、 代役員の選挙を行います。 宇治市森 治市森林組合は愈々結成すると予てより設立準備を進めて居た 七月二日市公会堂で創

組 3 合 明

一に関す 和 6山林の災害防止対策 5 林道の開設 4 いたけ、 光施設と わさびの増産 ₹. 0 綠化 計 画 推

進

7融資(造林伐採調整資金轉貨) 8 助成金交付斡旋、 手続の指導 視察、

岩井盆三氏外十五名 委員)

編

集

記